

自由金利型定期預金（M型） 規定（スーパー定期）

1 (預金の支払時期)

- (1) 自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳式の場合通帳）記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された口座（以下「指定口座」といいます。）に入金するものとします。なお、満期日が銀行の休日であったときは、その銀行の休日付で、指定口座への入金手続き等を行います。（この場合、指定口座からの払出は翌営業日から可能となります。）
- (2) 指定口座が、当社以外の金融機関にある口座の場合の指定口座支払は、第10条のとおりに取り扱います。
- (3) 第1項にかかわらず、以下の場合には、指定口座支払を行わないものとし、この預金は、満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条第2項のとおりに取り扱います。
 - ① この預金について、満期日までに証書（通帳式の場合通帳）記載の取引店（以下「取引店」といいます。）に当社所定の方法により指定口座支払の取扱いを取消す旨の申出があった場合
 - ② 満期日において、指定口座が解約等により存在しない場合
- (4) 前項のほか以下の場合には、指定口座支払を行わないものとし、この預金は、満期日以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条第2項のとおりに取り扱います。
 - ① この預金に対して差押えあるいは仮差押えの命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合
 - ② この預金について、当社所定の書面により質権の設定を承諾した場合
 - ③ 相続開始のお届けがあった場合
 - ④ 前各号のほか当社が指定口座支払の取扱いを相当でないと認めた場合

2 (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに（通帳式の場合、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ）、取引店で返却します。

3 (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳式の場合通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって単利の方法で計算し、満期日（ただし第1条第3項の場合は満期日以後の解約の申出があった日、また同条第4項の場合は満期日以後かつ解約可能となった後の解約の申出があった日）にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日（応当日がない場合はその直前の日。以下同じです。）以後の日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳式の場合通帳）記載の中間利払率によって単利の方法で計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A. 現金で受取る場合には、中間利払日以後に当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳式の場合通帳）とともに取引店に提出してください。
 - B. 預金口座または金銭信託（一般口）口座へ振替える場合には、中間利払日にあらかじめ指定された口座へ入金します。中間利払日が銀行の休日であったときは、その銀行の休日

付けで、あらかじめ指定された口座への入金手続き等を行います。（その場合、指定された口座からの払出は翌営業日から可能となります。）また、当社以外の金融機関にある口座の場合は、第10条のとおり取扱います。

ただし、第1条第3項または同条第4項に定められた事由が生じたときは中間払利息を指定された口座へ入金しません。第1条第3項の場合は、中間利払日以後に、また、同条第4項の場合は、中間利払日以後かつ支払可能となった後に、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳式の場合通帳）とともに取引店に提出してください。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日（ただし第1条第3項の場合は満期日以後の解約の申出があった日、また、同条第4項の場合は満期日以後かつ解約可能となった後の解約の申出があった日）に、この預金とともに第1条により支払います。また前号において満期日までに支払いが行われていない中間払利息も同様とします。
- ③ 預入日の2年後の応当日以後を満期日とし、複利型とした場合のこの預金（以下「複利型自由金利型定期預金（M型）」といいます。）の利息は、本項の規定にかかわらず、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日（ただし第1条第3項の場合は満期日以後の解約の申出があった日、また、同条第4項の場合は満期日以後かつ解約可能となった後の解約の申出があった日）にこの預金とともに第1条により支払います。なお複利型自由金利型定期預金（M型）は、個人からの受入に限るものとします。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における当社の普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 第4条第1項にかかわらず預入日から1年後の応当日の前日まではこの預金の一部について解約することはできません。
- (4) この預金の全部を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、以下の各号に表示する預入日から満期日までの期間、預入日から解約日の前日までの期間（以下「預入期間」という。）および預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって単利の方法で計算（複利型自由金利型定期預金（M型）の場合には6か月複利の方法で計算）し、この預金とともに支払います。この場合第4条第2項のとおり取扱います。

なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息から中間払利息の支払額（中間利払日が複数ある場合には支払済の各中間払利息の合計額。以下同じです。）を控除した額を支払います。この場合、中間払利息の支払額が期限前解約利息を上回っているときは、その差額をこの預金から差引計算により清算します。

- ① 預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
ただし、普通預金の利率が約定利率の10%を上回るときは、約定利率×10%とします。
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満 約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
ただし、普通預金の利率が約定利率の10%を上回るときは、約定利率×10%とします。
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×20%
- C. 1年以上2年未満 約定利率×30%
- D. 2年以上3年未満 約定利率×60%
- ③ 預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6 か月未満 解約日における普通預金の利率

ただし、普通預金の利率が約定利率の 10%を上回るときは、約定利率× 10%とします。

B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率× 10%

C. 1 年以上 2 年未満 約定利率× 20%

D. 2 年以上 3 年未満 約定利率× 40%

E. 3 年以上 4 年未満 約定利率× 70%

- ④ 預入日の 4 年後の応当日の翌日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6 か月未満 解約日における普通預金の利率

ただし、普通預金の利率が約定利率の 10%を上回るときは、約定利率× 10%とします。

B. 6 か月以上 2 年未満 約定利率× 10%

C. 2 年以上 3 年未満 約定利率× 30%

D. 3 年以上 4 年未満 約定利率× 50%

E. 4 年以上 5 年未満 約定利率× 70%

- ⑤ 預入日の 5 年後の応当日の翌日から預入日の 7 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6 か月未満 解約日における普通預金の利率

ただし、普通預金の利率が約定利率の 10%を上回るときは、約定利率× 10%とします

B. 6 か月以上 2 年未満 約定利率× 10%

C. 2 年以上 3 年未満 約定利率× 20%

D. 3 年以上 4 年未満 約定利率× 40%

E. 4 年以上 5 年未満 約定利率× 60%

F. 5 年以上 6 年未満 約定利率× 70%

G. 6 年以上 7 年未満 約定利率× 80%

- (5) この預金が通帳式の場合は、預入日の 1 年後の応当日以後に第 4 条第 1 項により、この預金の一部を満期日前に解約することができるものとします。この場合、一部解約する部分についての利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数について前項に準じて計算し、一部解約する部分の預金とともに支払います。この場合第 4 条第 2 項のとおりに取扱います。

一部解約後の残余の預金についての利息は、一部解約日以後も約定利率を適用して計算します。ただしこの預金の預入日現在において当社がこの預金の店頭表示の利率に関し金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって店頭表示の利率に差異を設けている場合で、一部解約後の預金元金の金額が一部解約前に適用されていた金額階層区分を下回ることとなったときは、第 1 項にかかわらず、一部解約日以後、この預金の預入日に当該残余の預金元金の金額相当額を預けた場合に適用される店頭表示利率とこの預金の預入金額に対応する店頭表示利率との差を約定利率から減じた利率（以下「新約定利率」といいます。ただし下限を 0.05%とします。）により、計算します。なお一部解約後の預金の一部または全部をさらに満期日前に解約する場合には、新約定利率により前項および本項に定める方法により期限前解約利息を計算し、また一部解約後の約定利率を決定するものとします。

- (6) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。ただし、円未満は切捨てます。
- (7) 中間利払日、満期日が銀行の休日であったときは、その銀行の休日の前日までの日数について利息を計算します。
- (8) 第 1 項、第 4 項および第 5 項において、利息を支払った日とその利息の支払いを開始する日の翌日以降の場合、その利息について付利は行いません。

4 (預金の解約)

- (1) この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を第1条第1項または第2項に定める方法以外の方法で解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して（通帳式の場合、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに）取引店のほか当社国内本支店に提出してください。

5 (届出事項の変更、証書または通帳の再発行等)

- (1) 証書（通帳式の場合通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の書面によって取引店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。
- (3) 前各項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (5) 証書（通帳式の場合通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書（通帳式の場合通帳）の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (6) 証書（通帳式の場合通帳）を再発行する場合には、当社店頭に掲示する再発行手数料をいただきます。

6 (印鑑照合)

証書（通帳式の場合払戻請求書）、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

7 (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書（通帳式の場合通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

8 (証書の効力)

満期日に元利金を指定口座に入金した後は、証書式の場合、証書は無効となりますので、直ちに取引店に返却してください。

9 (預金の分割等)

この預金は、相続等によりやむをえない場合を除き満期日前に複数に分けることはできません。

10 (他行振込の取扱い)

この預金またはこの預金の利息を当社以外の金融機関にある口座に振込むよう指定されているときは、当社は振込通知発信のときに、それらの金額から当社所定の振込手数料を差引きます。また中間利払日または満期日が銀行の休日にあたるときはその翌営業日に振込通知を発信することとし、その中間利払日または満期日から当該発信日までのこの預金および利息については付利は行いません。

11 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務（委託者及び受益者全員の同意がなく、かつ元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下本条について同じです。）と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、当該債務とその対当額で相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保

証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金証書(通帳式の場合通帳)は届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者の当社に対する債務があるときは当該債務から、当該債務が第三者の当社に対する債務であるときは預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定がない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12 (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)